

官報

号外
昭和四十二年七月十九日

第五十五回 衆議院會議録 第四十二号

昭和四十二年七月十九日(水曜日)

議事日程 第三十四号

昭和四十二年七月十九日

午後二時開議

第一 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

塚原國務大臣の觀光基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度觀光政策についての發言及び質疑

日程第一 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案(大久保武雄君外十名提出)

午後二時十五分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

塚原國務大臣の觀光基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度觀光政策についての發言

○議長(石井光次郎君) 塚原國務大臣から、觀光基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度觀光政策についての發言を求められております。これを許します。國務大臣塚原俊郎君。

○國務大臣(塚原俊郎君) 昭和四十一年度觀光の状況に関する年次報告及び昭和四十二年度において講じようとする觀光政策について御説明いたします。

この報告及び政策は、觀光基本法第五条の規定に基づき、政府が毎年國會に提出することになっており、今回は第四回目的のものであります。觀光の状況について、まず、國際觀光の面では、昭和四十一年の来訪外客数は四十三万三千人と前年に比し一八%の大幅な増加を示しましたが、他方邦人の海外旅行者が、海外渡航の制限の緩和等の影響により、三十四万一千人と前年に比べ二八%の大幅な増加を示したため、海外旅行収支は、三千八百九十万ドルと戦後最大の赤字を示しました。

このため、今後海外旅行収支の改善をはかるた

めには、國際觀光市場の動向、来訪外客の中級所得層化の傾向等を考慮した上で、外客誘致宣伝の積極的推進と外客受け入れ体制の整備に特段の努力を傾注する必要があると考えられます。次に、国内旅行も著しい隆盛を示しており、全國の觀光地を訪れる觀光客の総数は、四十年には、三十六年の一・五倍に当たる七億五千万人に達しております。

この旅行者の旅行形態を見ますと、ユースホステル、国民宿舎等の低廉な宿泊施設の利用者が増加していること、並びに青少年の旅行、家族旅行及び乗用自動車による旅行が増加しつつあることが、最近の旅行の傾向と見られます。

このような觀光旅行の大量化、大衆化と旅行形態の変化に対応して、今後、低廉な宿泊施設の整備、交通輸送施設の整備増強、觀光資源の保護管理体制の強化、觀光旅行者の安全の確保等、各般の施策が必要とされます。

以上をもつて昭和四十一年度觀光の状況に関する年次報告について説明を終わります。

次に、昭和四十二年度において講じようとする觀光政策について御説明いたします。

この政策は、ただいま御説明しました觀光の状況を考慮し、觀光政策審議會の意見を聞いて作成したものであります。

まず、國際觀光の面につきましては、外客誘致を積極的に推進するため、國際觀光振興会、在外公館等による対外觀光宣伝活動を強力に実施するほか、出入国手続の改善、國際航空路線の新設増強、國際空港の建設整備等をはかるとともに、来訪外客の多様化に対応して、外客向け中級宿泊施設の整備、國際會議の誘致、産業觀光の推進等、新たな觀光分野の開拓並びに通訳案内及び旅行あつせん体制の充実強化等の諸施策を進めることとしております。

また、これとあわせて、本年が國際連合の提唱する國際觀光年に当たることにかんがみ、國際連

合の要請にこたえて、各種の記念行事及び施策を強力に実施することとしております。

次に、國民觀光の面につきましては、觀光旅行の國民各階層への浸透を考慮して、ユースホステル、国民宿舎、国民休暇村等の清潔、低廉な宿泊施設の整備をはかることとしております。

また、觀光資源の保護施策としては、古都における歴史的風土の保存、自然公園等の管理体制の強化、文化財の保存等の措置を進め、また觀光客による觀光資源の乗損防止及び觀光地の美化をはかるため、國民の間に觀光道徳の普及を進めることとしております。

なお、このような内外觀光旅行の隆盛に伴い、觀光旅行者の安全の確保は、重要な施策となつております。ことに、航空機の事故をはじめ、自動車事故、ホテルの火災等、不幸な災害が発生している事態にかんがみ、空港をはじめとする交通関係諸施設の整備、交通安全運動の推進、さらには消防、建築関係法令等の適切な運用により、觀光旅行者の安全をはかることとしております。

以上をもつて昭和四十一年度觀光の状況に関する年次報告及び昭和四十二年度において講じようとする觀光政策についての説明を終わります。(拍手)

觀光基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年度觀光政策についての發言に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの發言に対して質疑の通告があります。これを許します。内藤良平君。

〔内藤良平君登壇〕

○内藤良平君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま説明のありました昭和四十一年度の觀光年次報告及び昭和四十二年度における觀光政策について、佐藤内閣総理大臣はじめ閣内閣各大臣に質問をいたしたいと存じます。(拍手)

私は、観光につきまして、一言で申し上げまして、政府の政策は山びこのような政策ではないかと存する次第であります。国会並びに国民が平和と観光を唱えまして、それに対する声はございませぬけれども姿がない、この山びこのような実態が今日の政府の観光行政ではないか、かように存するものであります。(拍手)

また、観光行政は十七省庁三十五部局にわたっておりまして、その中心たるものはいずれにもあるのか、私は、この白書、報告をひもといてみまして、これに対する質疑をいたしますにつぎましても、だれに対して中心的な質問を申し上げていいか、結局は、行政の最高責任者である佐藤内閣総理大臣に質問せざるを得ない、かように存する次第でございます。(拍手)

そこで、国民の声あるいは国会の議決の経過を申し上げなくてはなりません。昭和三十八年六月、第四十三国会におきまして観光基本法が制定されました。この基本法は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案によるものでございます。国権の最高機関である国会において、しかも全会一致で可決決定されたものであります。国会におきまして全会一致、可決決定されましたことは、言いかえまして、国民の賛成のもとに成立したものと理解すべきであらうと存するものであります。(拍手)

さらには、この観光基本法が、いわゆる与党、野党の対立もなく、全国民の賛成のもとに成立しましたそのゆえんは何でありましょうか。私は、それは、国民の平和と観光を求めるところにある、かように理解するのでございませぬ。(拍手)観光基本法は、世界の平和の確立と民族の交流を願う、観光を求める全国民の希望を込めた立法であること確信する次第でございます。(拍手)

しかるに、観光基本法制定後四カ年の今日、基本法に盛り込まれておきますところの平和と観光についての現況はいかがでありますでしょうか。政府の責任のもとに、観光政策は、世界の平和を求め

る、観光を求めるが日本国民の願ひにこたえておるでありませうか。私は、残念ながら、これを認めるわけにはまいりませぬ。

ここで言いたいのは、政府は、第三次防衛計画等では二兆数千億円のばく大な国費を平和と独立を守るためと称して投入せんとおるのでありますけれども、一方、平和と観光を進めるためにはどうかといえますと、四十二年の予算、一般会計の歳出におきまして、貿易振興及び経済協力費の中で、国際観光振興会についてわずかに八億七千一百万円の補助金を計上しておるのみであります。これがただ一つの観光と名のついた予算であります。これ以外は何もありません。このきわめて貧弱なものと比較しまして、ただいま申し上げました防衛関係等の予算は巨大であることは言うまでもありません。一方は平和と独立、一方は平和と観光、そして政府の施策の驚くほどの不均衡、これはわが国民の生活実態から見て、どう判断してよらしいものでありませうか。

さらに、事例として申し上げたいのは、四十二年度において講じようとする観光政策の中で明らかなのは、観光政策経費として七十六億三千五百六十二万円、観光関連経費としては九千一百六十三億八千八百三十五万円と説明されておりますが、これらは十七省庁の予算の中から八十一項目にわたって拾い集めたものであります。特に観光関連経費等に至っては、国有鉄道の工事経費三千五百七十八億円余を計上しておるのであります。これが観光政策であるとするならば、観光政策は全予算と関連があるから、経費は四兆九千五百億円なりと言ひも同じであつて、無責任きわまりないものではないでしょうか。(拍手)

以上につきましても、佐藤総理の所信を尋ねる次第であります。建設的な、前向きな、明確な答弁を期待するものであります。

問題は、国際観光に伴ういろいろな問題がありますけれども、これを要約しますと、国際収支が

四十一年度三千八百九十萬ドルの赤字でありませぬ。三十八年以来、連続四カ年の赤字の累積は、八千三百三十二萬ドルの巨額に達したことであります。しかも、注目しなければならぬことは、観光基本法が制定されました三十八年以来、赤字が継続しておるのであります。国民の観光と平和への希望が基本法として制定されてから、この赤字の続きは何を物語るものでありませうか。これは政府の国際観光政策が消極的に終始していることを証明するものではないでしょうか。

私は、以上の見地から、この際、政府の施策としては、外国の旅行者、特に世界のおもな市場である北アメリカ及びヨーロッパ地域に対し、特段の誘致対策が急務であらうと考えるものであります。国際観光振興会、貿易振興会、在外公館等が、対外広報宣伝、誘致等の施策を行なつておりますが、これらの有機的な関連をさらに強化し、効率をあげるべきであります。たとえば、観光誘致においては、貿易振興会を国際観光振興会の補完的役割りに明確にするともに、特に産業観光については、相互協力を強化せしめること等でありませぬ。また、誘致対策に並行して、受け入れ体制も含めて、総合的に施策を行なうため、国際観光振興会と日本観光協会を有機的に結合せしめることも重要であります。

さらに、誘致対策の内容についても、ムードによるソフト・セールスではなく、わが国の観光資源あるいは産業実態を対象別に、系統的に、具体的にセールスに徹底しなければならぬと思ひるのであります。これにつきましても、関係大臣の答弁を特にお願いを申し上げます。

また、私は、わが国の観光ルートを具体的に示し、それに伴うところの旅行日数、輸送機関、あるいは宿泊施設、特産物、人情、風俗、並びに一切の諸経費を、外国において手にできるように外国の方が理解することができるよう、そういふことによつて外国の方々に旅心を起こさせるよう

に、そこまで徹底しているものかどうかであります。この点は、連絡調整は総務長官が行なつておるようでありますから、総務長官に質問を申し上げます。この所見を尋ねるものであります。

国際観光につきましては、先進各国におきましても重要な施策として扱つており、それぞれ自国に誘致するために腐心しているところでありませぬ。そのために、きまこまかい対策をとつておるようでありませぬが、国内旅行が盛んな現状では、大都市のホテル等は満室のことが多いようでありませぬから、ホテルの数が少ないと、かようにも考えられます。国際的にも、もうデラックスなホテルよりはツーリストホテルが好まれる傾向であるといわれておりますから、また、近年、外国青年はユースホステルを利用する者が多くなつておりますから、これらの増設対策や、長期低利の融資措置が行なわれているかどうかでございます。また、冬季オリンピックや万国博を控へまして、宿泊や食事の免税措置を復活させるべきであると思ひますが、どう考へておられますか。

さらに、特定の観光ルートに対する国外からの申し込みには特別の割引を設定する等の措置を行ない、わが国の観光資源を余すところなく開放する等の努力が少くないでしょうか。北海道、東北、四国、九州、北陸、山陰地域等には国際観光にたえ得る資源や素材を、また、関係地方公共団体も意欲は十分持っていると考えられますが、いかがでございますでしょうか。

一方、産業観光と結合して、わが国の特産品の販売を強力に推進し、空港、海港など、出入国港での販売を積極的に行なうべきであります。香港の「お買いものは香港」のキャッチフレーズに対抗するぐらいの意欲ある施策を行なうべきであります。民間の旅行あつせん業者等に対する特別措置も、現状ではきわめて不十分であります。海外事務所維持対策、観光ガイドの安定的雇用対策等々、もっと大幅な施策を行なうべきであり

ます。また、ここで強調したいのは、国際会議の誘致に伴う同時通訳者の養成は緊急を要するものと思ひます。これらについて、関係各大臣の所見を尋ねるものであります。

さらに、国際観光の振興、隆盛に伴つて、わが国民の海外旅行が増加するのは当然でございます。したがって、わが国民、特に青年諸君の海外旅行には、政府として特段の措置を行ない、これを奨励し、援助すべきであります。しかるに、往々にして、交流する国々によつては、出入国手続をもつてこれを制約し、わが国民の自由な海外交流を阻害しておりますが、これは国際観光年の趣旨にも反する、全くの偏見による措置として指摘しなければなりません。これらについては、総務長官並びに法務大臣の所見を尋ねるものであります。

また、回覧観光に伴う国際収支についても、以上の見地から、赤字をおそれて消極的に後退する施策ではなく、積極的にわが国の観光資源を開発し、それに伴う諸施設及び接遇等を改善して、政府の施策と地方公共団体及び民間諸団体の意欲が集約され、総合的に計画され、成果をあげ得るよう措置すべきであると思ひます。四十二年の予算から見てそれがあまりにも貧弱であり、ユースホステル等は逆に削減されつつあるものもありません。観光施策は予算編成からポイントされていく感がありますが、いかがなものでありましようか。この点は特に大蔵大臣に尋ねる次第でございます。

次に国内観光についての質問であります。

今日では、わが国民大衆の動向は、すでに旅行は国民生活の一部となつております。また、団体日帰りの旅行から家族連れ一泊旅行に移り変わつております。特徴的なことは、青年諸君の旅行熱が高まつてゐることであり、国民大衆の観光旅行を欲するゆえには、日常の没自然的な労働並びに生活環境から脱出して、大自然の中に人間としてのひとときを過ごし、あしたへの活力を養ひたいという、きわめて自然らしい発想であらうと理解するものであります。それを阻害するものは何かと申せば、調査によりまして、一に金がない、二にひまがないということであり、これは、世界に類例を見ないほどの経済成長になつてゐるわが国民の労苦に対して報いるものがきわめて少ない現実を物語るものではないでしょうか。

佐藤総理は、この国民の動向と欲求不満に対して、どのように考へておられるのでしょうか。あなた、毎週末には、家族連れで旅行をされ、休養を十分にとつておられるようであり、これは、激務にある一國の総理として、あしたへの英気を養うため、必要欠くべからざるものとして、私も了解するにやぶさかではありません。いや、大いにおすめをしたところであり、いや、いや、いや、あわせて、国民大衆が観光旅行に對して強い欲求があり、しかもそれが満たされていない現実にあつても、なお黙々として働いてゐることを思へば、一國の総理として、これらに對して具体的な施策を立て、早急に実現をはかるべきではないでしょうか。(拍手)

この際、政府が率先して、国民宿舎、国民休暇村、民間宿舎、旅行金庫、旅行休暇、観光旅行の過度集中化の防止等の施策を盛り込んだ国民観光旅行五カ年計画等、さらにこれには数百万に及び学童あるいは学生の修学旅行を含めて、この五カ年計画等を設定し、政府の一元的な指導のもとに関係者の持つる力が集約され、総合的対策が実行された場合、その成果は多大なものがあるに違いないと思ひますが、いかがなものでしょうか。

わが国民が、次の世代をになう家族とともに、風光明媚なわが国土を探勝し、歴史と伝統を語り、産業の発展を知るといふ日本国民としての交流と自覚を深めるところから、いわゆる愛国心なるものが芽ばえらると思われませんか。佐藤総理はじめ関係各大臣の所見を尋ねるものであります。

最後に、観光行政の一元化について申し上げます。政府の観光関係行政機構は、十七省庁、三十五部局にわたつており、その所掌事項も広範かつ多岐であります。今日、総務長官が全般の連絡を担當しておるようであり、十七省庁、三十五部局を統括し、観光行政をわが国民のために有効適切に実施しようとするならば、不可能なことを思われねばなりません。政府は、この際、勇断をもつて観光行政の一元化をはかることが緊急と思ひますが、この点は特に佐藤総理に所信を尋ねる次第であります。

だいま観光対策連絡協議会をつくつておるわけであり、これは総務長官が議長であり、そして、その下に各省の次官を委員として、この協議会を設けておる。ここで十分連絡をとり、お互いに協力し合うことにならざるを得ない。

そこで、ただいまの観光事業というものはたいへん多岐にわたるものだが、これはもう御指摘のとおりであります。したがつて、先ほど予算の面で、非常に少ないじゃないか、こういうことを言われ、これはちよつと山びこだ、声はすれども姿は見えない、こういう皮肉なお話でございますが、ただいま申し上げますように、各省それぞれ関係がございまして、たとえば厚生省は国立公園のこと、これはやはり国民旅行に関係のあるものであります。また、水道そのものも衛生の見地から、もちろん関係がある。道路につきましても、これもまた建設省が特別な有料道路を設けて、観光地の開発をしておるとか、かような意味で、一省だけの予算でこれを抽出して、予算が少くないと言われましても、これはちよつと当たらないのじゃないか。ことに鉄道だけの仕事でないということ、ただいまの一、二の例でおわかりのとおりであります。これは十七省庁に関係するといわれるところでもあります。そこで、この観光事業の趣旨またその使命、目的、これは私もよく知つております。観光基本法の前文に書いておるところのもの、これを忠実に理解し、その線に沿つて、観光事業の整備をはかつておるわけであり、

そこで、御指摘にもなりましたように、国際観光という面から見れば、外客の誘致に積極的にわれわれが力をいたす。一時、観光立国とまでいわれたようなことでもございまして、一、そのこの上力をいたすべきであります。その意味で、観光事業振興費の予算、補助金等は計上されております。しかし、それだけではなくて、やはり外客誘致、さらにはまた、その接遇の向上に努力しなければなりません。また国内観光の面から申しては、何と申しましても、旅行が容易にできる、た

以上、昭和四十一年度観光の状況に関する年次報告について、各質問を申し上げますが、佐藤総理はじめ関係各大臣の誠意ある、かつ懇切丁寧なる答弁を期待して終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 内閣君にお答えいたします。順序はお尋ねのとおりでございます。まず第一は、観光行政の一元化の問題であります。御指摘のように、十七省庁、三十五部局にわたつておる、そういう観光の仕事でございます。これを各省のうちから観光行政というものが抽出できるかという、これはできない状況でございます。したがつて、私は、これを一元化するという行政の一元化、これはいろいろ考へてはみますが、なかなかむずかしいことだ、かように思ひます。

そこで、そのかわりといつたしまして、連絡を密にし、そうして協力関係を打ち立てるために、た

昭和四十二年七月十九日 衆議院會議録第四十二号 観光基本法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十二年観光政策についての発言に対する内藤良平君の質疑 一一八六

やすく、手軽に旅行ができるようにしなければならぬと思ひます。交通の整備はもちろんでありますが、そういう意味で、宿舎を整備することが一つの問題になってきます。その中には、御指摘になりましたように、国民宿舎であるとか、ユースホテルであるとか、あるいは国民休暇村であるとか、こういうものをつくって、そうして、容易に旅行ができるようにする。同時にまた、観光資源の保護、これを積極的にいたさなければならぬと思ひます。そういう意味の予算は十分講じておるわけでありませう。

そこで、長期にわたつてこの観光計画を立てるべきではないか、これはお説のことに私も賛成でございます。そういう意味で、五カ年計画というよりも、たゞいまは国連における観光年でもございませう。そういう意味で、あらゆる行事を通じ、また、近くは万国博覧会も開催される、また、日本において国際会議が幾つも開催される、こういう際に、積極的に外客誘致をはかりたいと思ひます。ただ、運輸省だけの機関ではなくして、やはり外務省も積極的に公館等を動員いたしまして、この観光事業の整備に協力すべきだ、かように考へておられます。

その他の点については、関係大臣からお答えいたします。(拍手)
〔国務大臣水田三喜男君登壇〕
○国務大臣(水田三喜男君) 観光予算についてのお話でございましたが、先ほど八億円というの、何かの誤りであろうと存じます。海外の観光宣伝費、観光資源の保護、それから観光施設への補助というより、本年度の予算は、約八十億円近い予算の計上でございますが、これはさらに増加する必要があるかと存じます。

それから、金融措置についてでございますが、国際観光ホテル整備法、この法律に基づきまして、いわゆる登録ホテル、外人のためのホテルについての融資は、開発銀行、北海道東北開発公

庫、中小企業金融公庫、これが中心になって融資いたしておりますが、四十二年現在の貸し付け残高は、この三行だけで四百五十二億円に達しておりますので、先ほど案がないというお話でしたが、オリンピック以後観光施設についての案は、最近相当あらわれておるといふふうに考へております。(拍手)

〔国務大臣田中伊三次君登壇〕
○国務大臣(田中伊三次君) 国際観光年の重要性から見て、外国人の入国を制限しないがよろうという御趣旨でございます。お説のとおりやうていきたいと思います。お説のとおりやうていきたければならぬのは、わが国と実際のある承認国との間におきましては、お説のとおり、ずばりそのままにいたしたいのでございませう。ところが、いまだ交わりのない未承認の国との間につきましては、たとえて申しますと、スポーツであるとか、あるいは文化であるとか、あるいは文字どおり純粋の経済問題等の入国につきましては、これを許すことにやぶさかではございませぬが、スポーツと称し、文化と称し、純粋経済なりと称して、わが国の治安の上から思わしくないように入国の目的あるものにつきましては、これはわが国主権国家といたしましては、これを拒否すること当然でなければならぬ。(拍手)これは日本の国のみならず、世界各国の主権国におきましては、いずれも日本のとつておきます行動のとおり、未承認の国については、原則として、入国は許さない。例外として、国益にそむかざる限度において入国を許す、こういう方針をとつておりますことは、わが日本ばかりではないのである。将来ともこの方針をとつていきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇〕
○国務大臣(大橋武夫君) 国際観光の振興策につきまして、いろいろと貴重な御意見を承りまして、まことにしあわせに存じます。

私どもは、観光収支の赤字解消は、外人誘致とい

う積極策しかないという観点から、いろいろ施策を講じておりますが、まだ不十分の点のあることは御指摘のとおりであります。

以下、お尋ねの点についてお答えをいたします。
国際観光振興会と他の関係機関との連携につきましては、国内においても海外においても、定期的に会合して協議をいたしておりますが、連絡を緊密にいたしておるところであります。今後一そう御趣旨に沿うよう指導したいと思ひます。

国際観光振興会と日本観光協会との関係でございますが、この二つの団体といわず、関係業界が打つて一丸となつて、その整備につとめるよう指導いたしてまいります。
第三に、セールのしかたでございませうが、できるだけきめこまかいものにするよう呼びかけおる次第でございませう。

次に、観光ルートの拡張という点でございませうが、九州、東北、北海道へまで足を伸ばせるよう、整備を促進してまいりたいと思ひます。

最後に、同時通訳の養成の仕事でございませうが、今年の国際観光年を期して、その養成の緒についたようなわけでありませうが、今後ともできるだけこれを継続して、一本立ちできる同時通訳者を多数養成したいと思つております。(拍手)

〔国務大臣坊秀男君登壇〕
○国務大臣(坊秀男君) 私に対する御質問にお答え申します。
国内における観光資源の最も大きい自然の保護につきましましては、国立公園、国定公園等に対しまして毎年所要の予算を措置しまして、鋭意観光資源開発に努力をいたしておりますが、さらにその整備につとめてまいる所存でございませう。

それから国民宿舎、国民休暇村等、こういう施設は、家族の旅行あるいは一般のレクリエーションに資するところをきわめて大きいものがあると思ひますので、そういうたよりな施設につきましても、今後とも大いにこれをつくつてまい

る、こういう所存でございませう。
以上でございます。(拍手)
〔国務大臣菅野和太郎君登壇〕
○国務大臣(菅野和太郎君) 私に対すると思われる点について、お答えしたいと思います。

第一にお答えしたいのは、日本の産業観光をもっと盛んにしたらいは、日本の産業観光を、これは御説のとおりでございませう。御存じのとおり、いままで日本独特の風物あるいは史跡の観光客が多かつたのでありますが、最近におきましては、日本の産業が非常に勢いで発展しましたので、日本の産業を見たいということで来往する外人が決して少なくなつておりました。今後におきましてもそういう産業観光を奨励したいと思つておる次第でございませう。

それから日本独特の民芸品などについては、お説のとおりもつと各国に紹介して、より多くこれが売れるように努力したいと思つております。

それから、国際観光振興会と貿易振興会との関係についてのお尋ねがあつたのでありますが、もちろん貿易振興会と国際観光振興会とはお互いに連携しておるのであります。日本の産業観光に來てもらうためには、やはり国際観光振興会のお力によつて、外人をより多く日本に來航していただきたいと思つておるのであります。

なお、万国博覧会について、ホテルの用意がありやいなやというお尋ねでありましたが、なるほど現在におきましてもホテルが不足しておりますので、万国博覧会に備えるため、もう少しホテルをつくつてもらふように、いろいろと計画いたしておる次第であります。(拍手)
〔国務大臣塚原俊郎君登壇〕
○国務大臣(塚原俊郎君) 外客誘致を強力にしなければならぬことはお説のとおりであります。国際観光振興会、在外公館、日本貿易振興会、こういったものとの連絡協働体制を密にいたしまして、御趣旨に沿いたいと思つております。

等もござりまするので、そういうものもできるだけ日本でもやってみようかと考へてござります。

それから、観光政策審議会の委員に、利用者代表を入れるというお話であります。これも現在のところ各方面にまたがっておりまして、その方々に委員を委嘱すると同時に、利用者の方にもお願いはいたしておりますが、いま御質問のような御批判も私はよく承知いたしておりますので、これはひとつ検討させていただきますと考へております。

それから、諸外国の青少年との交流の問題であります。これはまことに賛成であります。今度の八月末から、世界中、七個班に分けて海外派遣をいたします。またトライアルではありますけれども、来年の一月から三月にかけて青年の船というものを出すことになっておりまして、今後とも青年の交流ということには力を入れていく考へてござります。

これを要するに、お話にもありましたように、大いに日本の現状というものを、あるいは産業の面でも、風物の面においても、宣伝する必要があります。というお話であります。世はまさに宣伝の時代でありますから、ひとつあくまでも強い宣伝をしなければならぬ。日本に対する旅情とか、慕情というものをつるらせるような努力を、今後とも続けていく考へてござります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年七月十日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 石井光次郎殿

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律(消防法の一部改正)

第一条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二章中第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

第九條の二 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

第七章の二中第三十五条の八を第三十五条の九とし、第三十五条の七に次の一項を加え、同条を第三十五条の八とする。

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十一条の規定は、第三十五条の六第二項の規定により都道府県が救急業務を行なう場合について準用する。この場合において、同法第二十一条中「市町村」とあるのは「市町村及び都道府県」と、「消防」とあるのは「救急業務」と、「市町村長」とあるのは「市町村長及び都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三十五条の六を第三十五条の七とし、第三十五条の五の次に次の一条を加える。

第三十五条の六 都道府県知事は、救急業務を行なつていない市町村の区域に係る道路の区間で交通事故の発生が頻繁であると認められるものについて当該交通事故により必要とされる救急業務を、関係市町村の意見をきいて、救急業務を行なつていない市町村に実施するよう要請することができる。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行なうことができる。

都道府県は、救急業務を行なつていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必要な区間として政令で定める区間(前項の要請により救急業務が行なわれていない道路の区間を除く。)について、当該救急業務を行なつていない市町村の意見をきいて、当該救急業務を行なうものとする。この場合において、当該救急業務に従事する吏員その他の職員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の適用については、消防職員とする。

第三十六条の二中「第三十五条の六第一項の規定により」と「第三十五条の七第一項の規定により市町村が行なう」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、都道府県が行なう救急業務に協力した者について準用する。

第四十六条中「第九条の二」を「第九条の三」に改める。

(消防組織法の一部改正)
第二条 消防組織法の一部を次のように改正する。

第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二 消防に関する市街地の等級化に関する事項(都道府県の所掌に係るものを除く。)

第四條第十六号中「市町村の行なう」を削る。
第四條の四第二項の次に次の一項を加える。
消防大学校は、前項に規定する事務のほか、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関に対し、教育訓練の内容及び方法について、必要な技術的援助を行なう。

第十八條の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。
十 消防に関する市街地の等級化に関する事項(消防庁長官が指定する市に係るものを除く。)

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に一條を加える改正規定及び同法第四十六条の改正規定並びに第二条中消防組織法第四條第一号及び第二号に係る改正規定並びに同法第十八條の二の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(経過規定)
2 この法律の施行の際、現に改正後の第九条の二第一項に規定する物質を貯蔵し、又は取り扱つてゐる者に対する同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和四十三年四月一日から三十日以内」とする。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)
3 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第三十六条の二」を「第三十六条の二第一項」に改める。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長亀山幸一君。

昭和四十二年七月十九日 衆議院會議録第四十二号 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔亀山孝一君登壇〕

○亀山孝一君 ただいま議題となりました消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、

第一に、最近における交通事故の激増に対処し、人命救護の一層の徹底を期するため、現在救急業務を行なっていない市町村の区域にかかる道路で、交通事故が多発するところについての救急業務の実施を、現に救急業務を行なっている他の市町村に、都道府県知事が要請することができるようになりました。特に交通事故が多発している高速自動車国道及び一般国道で、政令で定める区間につきましては、都道府県が救急業務をみずから行なうことになりました。

第二は、最近におけるプロパンガス等による災害を予防するため、液化石油ガス等について、一定数量以上を貯蔵し、または取り扱ふ者は、消防機関に届け出なければならないことなどを内容とするものであります。

本委員会におきましては、消防制度の整備及び消防施設の充実をはかることを目的として、すでに三月十七日、消防に関する小委員会を設置して、参考人の意見を聴取するなど、熱心に調査を進めていたものであります。

本案は、参議院先議として国会に提出され、七月十日当委員会に本付託となりましたので、七月十三日藤枝自治大臣より提案理由の説明を聞き、さらに、参考のため、奥野小委員長より小委員会の経過を聴取して、慎重に審査を行なったのであります。七月十八日、質疑を終了、採決を行ないましたところ、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、同日、本委員会におきまして、消防施設、特に高層建築物、地下街等における避難施設の整備、石油コンビナート地帯、港湾等における特殊災害に対処するための防災対策及び消防財源の充実等と内容とする決議を行なったことを付言いたしておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第二、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案

右

昭和四十二年三月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律

国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一万分ノ百十六以上トシ三千万円ヲ下ルコトヲ得ザルモノトス」を「百分ノ一・六ニ相当スル金額トス」に改め、同条第四項中「大蔵省証券、借入金、臨時国庫証券、食糧証券及朝鮮食糧証券」を「大蔵省証券其ノ他ノ融通証券、借入金

金及一時借入金並ニ割賦ノ方法ヲ以テ償還スル交付国債」に改める。

第二条ノ三第二項中「第二条第四項」を「前条第四項」に改め、同条を第二条ノ二とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条ノ三 国債ノ元金償還ニ支障ナカラシムル為前二条又ハ他ノ法律ニ依ル繰入額ノ外必要ニ応ジ予算ヲ以テ定ムル金額ヲ一般会計又ハ特別会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰入ルベシ

第九条中「政府」を「内閣」に改め、本則中同条の次に次の一条を加える。

第九条ノ二 本会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国債整理基金特別会計法の規定は、昭和四十二年の予算から適用する。

3 次に掲げる法律は、廃止する。

一 昭和七年度以降国債償還資金の繰入一部停止に関する法律(昭和七年法律第八号)

二 国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律(昭和三十六年法律第五十六号)

理由

国債の元金償還に充てるべき資金の定率による繰入れの制度を復活し、前年度首における国債総額の百分の一・六に相当する金額を毎年度一般会計又は特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとするともに、必要に依り予算をもつて定める金額を同会計に繰り入れることとし、あわせて規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めま

す。大蔵委員長内田常雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 ただいま議題となりました国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昨年十二月の財政制度審議会の報告の趣旨に沿って、国債発行に伴う減債制度の整備改善をはかるためのものであります。その内容の要点は、

第一に、国債の元金償還に充てるべき資金の定率による繰入れの制度を復活し、前年度初めにおける国債総額の百分の一・六に相当する金額を、毎年度一般会計または特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れること

第二には、この定率による繰り入れと別に、財政法第六条の規定による一般会計剰余金の二分の一以上の繰り入れのほか、国債の元金償還に支障を生じないため、必要に依り予算をもつて定める金額を、一般会計または特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとする規定を新たに設けること

であります。

右の措置に伴って、「昭和七年度以降国債償還資金の繰入一部停止に関する法律」及び一般会計について定率による繰り入れを暫定的に停止していた「国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律」は、当然これを廃止することとしております。

本案につきましては、財政と公債政策の基本に関する問題、税収の見直しと国債の減額問題、国債消化と金融政策との関連、国債の借りかえの問題等をめぐって、熱心な論議がかわされましたが、詳細は会議録によって御承知願います。かくて、昨十八日、質疑を終了し、日本社会党

を代表して広瀬秀吉君より反対の討論が行なわれ、次いで採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 討論の通告があります。

これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉君 私は、ただいま議題となりました国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案に對して、日本社会党を代表して反対の討論を行なわんとするものでございます。(拍手)

まず、最近の国債発行状況を見ますと、政府が昭和四十年年度において、無計画、放漫な高度経済成長政策の失敗によって招来された経済不況、税収不足に見舞われて、健全財政を維持することができなくなつた結果、いわゆる赤字公債二千億圓を發行いたしました結果、画期的な公債に依存する財政への道を閉ざしまして、続いて昭和四十一年度には、建設公債の名のもとに七千三百億を予定し、六千七百五十億の発行実績を数えまして、今年度はさらに好況局面を迎えて、公債は大幅に削減するか、とりやめるべき段階にもかかわらず、八千億の巨額にのぼる公債発行を予定し、現にその消化を進めつつあるわけでありまして、したがって昭和四十二年度末には、既發国債を含めまして、その総額は二兆四千億圓をこえるというような状況になつておるのであります。まさに借金財政の姿が、ここわずかに二、三年のうちにまたかような状況になつておることを数字は物語つておるわけでありまして、しかも、今日以降、経済高度成長の中で取り残され、またアンバランスにおちついた社会資本を充実させること、あるいは公共事業拡充の名のもとに、相当長期にわたつて国債發行が続けられ、公債は急速に累積する情勢にございまして。

このような情勢の中で、政府は、財政制度審議会の答申を受け、今回減債制度を改正いたしました。

て、今日までの万分の百十六の定率繰り入れ——これは実際には停止されておつたのであります。が、これにかえまして、前年度首屆債残高に對し百分の一・六に相当する額を整理基金特別会計に繰り入れ、さらに予算をもつて定める額を繰り入れるというよりなことを主とした内容の法律改正を行なつたわけでありまして。

わが国民の間には、かの悪名高き戦時公債に對する苦々しい記憶がなお新たなものがあります。われわれの反対にもかかわらず公債政策が導入され、急速な累積を始めているとき、国民の不安を除き、国債に對する信頼性の点からいって、今日までの減債基金制度がいかに不十分であるかは論をまたないところであります。

われわれの試算によれば、予算に占める公債依存の割合を四十一年度の一六・八%から毎年一%ずつ減少するものとし、一方予算規模が年率一五%程度上昇するものとして考えました場合に、昭和四十六年度の公債発行高は、およそ一兆四百億圓にものぼるでございましょう。そうして四十年年度以降の公債累積残高は五兆五千億圓をこえるはずであります。

このような情勢の中で、政府の義務として、今年度から前年度首屆債残高の一・六%、約八十億圓の繰り入れをすることになつたわけでありまして、これではたんに流れて、公債を抱いた国の財政政策がみだりに流れず、節度をもつた運営が行なわれていくと信頼するでございましょうか。政府の公債政策に對する国民の信頼と理解が得られるでございましょうか。最近における国債の市中価格の値下がり、このような政府の無責任な公債發行と、不誠意な、減債制度に對する熱意のない態度に對する庶民の反響とも見られるわけでありまして。(拍手)反対の第一の理由はここにあります。

政府は、財政法第四条によつて、公共事業費、出資金、貸付金の財源として国会の議決を経て發行された公債はいわゆる建設公債であり、これによつてつくり出された資産は、国民経済における

企業活動や個人生活に多くの便益を与え、長期にわたる経済発展、向上をもたらした、これが将来に對する税収の増加にもつながると説明をいたし、百分の一・六ずつの繰り入れを行なうながら借りかえ操作を繰り返して、約六十一年間で完全償還を行なうとするのかまえておるわけでありまして。今日の経済情勢はきわめて流動的であり、新しい技術開発の時代といわれるほど目進月歩の激動の時代であります。このような情勢の中が六十一年というのは、まさにまぼろしとが映らない、あまりにも遠い年月であります。この間、公債財源をもつてつくり出した資産は、国民経済とその生活發展に寄与し続けるとの説明が、いかにむなし響きしか持たないかは、いまさら言うまでもありません。大蔵委員会の審議を通じて、われわれの質問に對しても、何ら納得すべき説明はついに与えられないうで終わりました。

時代の進展と変化の状況を正しくとらえ、償還定率を少なくとも政府提案の三倍ぐらいたしたし、二十年程度をもつて償還し終わる仕組みにすることが、財政法の大原則とする健全財政主義、財政民主主義に適合し、公債に對する国民の不安を除き、信頼を得る方途であると私もは考へるわけでありまして。(拍手)

そればかりではなく、財政制度審議会の報告にもございまして、減債制度の拡充、政府の義務として定率繰り入れを行なわせる重要な意義の一つは、公債発行の放漫化を戒め、節度ある發行を担保する、いわゆる公債歯止め効果をもねらつたものであることにかんがみましますならば、あまりに僅少なこのような繰り入れは歯止めにならないばかりか、わずかばかりの繰り入れを隠れみのにして、公債増発の口実にすらなりかねない危険が予想されるのであります。(拍手)これが第一の反対理由であります。

さらに、一般会計を通じて發行される公債は、建設公債、生産公債などの名前を冠しましたもの、しよせんは一般財源需要の増大に對する財源

を不足の補てんとして發行される、いわば赤字公債であります。公共事業費等の特定財源に充たされるという何らの具体的、科学的保証はないのであります。毎年、かくのごとく公共事業費、出資金、貸付金等に對する財政需要は一そう強まる傾向にある今日、そのための建設公債は限りなく出されていくことになつて、公債發行を打ち切るチャンスは、いつになつてもつかめないことになつておるでございましょう。そして、その公債、借り入れ金の償還所要額は累増の一途をたどりまして、昭和四十七年に二千五百七十七億、昭和四十八年、七千四百五十七億、昭和四十九年、九千八百億の巨額に達します。昭和五十年以降はさらに一兆圓を大きく突破するでございましょう。まさにそのときこそ、予算規模の一〇%以上が公債費といふ不健全財政、硬直した半身不随の財政の姿が実現するであろうことをおそれるものであります。(拍手)そうして、公債を償還するために、また公債を發行するという悪循環が行なわれ、その面からする悪質インフレは、想像するにたかたかたのであります。このような情勢に至らぬための措置であるべき今回の法改正が、そのため

に全く無力であるといわなければなりません。第三の反対理由であります。

さらに、財政法の原則は、あくまで公債不發行、健全財政を通じて、財政に對する民主主義を守ることにあります。すなわち、四條一項において公債を發行し得る場合を限定いたしましたこと、同條二項に、償還計画を国会に提出させることとし、第五條において、日銀引き受けを原則として排除し、同條ただし書きにおいて、特別な事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内のみ、日銀引き受けもあり得るといたしておるのであります。国債整理基金特別会計法第五條において、政府が国債の整理または償還のために必要な限度において起債し得る旨の規定があります。これがいわゆる借りかえ規定であります。今日まで政府はこの規定を悪用し、法的性格にお

るべき規定を悪用し、法的性格にお

いて新規債の発行である借りかえ債の発行を財政法の「特別の事由」として特別会計予算総則第五条にこれを掲げて、借りかえ債は日銀保有分を日銀引き受けで発行できる、こういうふうなことにいたしてあります。しかもこのことは、毎年借りかえを行なうごとに慣例的に行なわれております。財政法第五条が原則として日銀引き受けを禁止し、そのただし書きにおいて「特別の事由がある場合に限り特例として日銀引き受けを認める」というたてまをえとておるにもかかわらず、慣例的に毎年行なう借りかえ新規債発行が、どうして特別の事由といふことができるのでありましょうか。全く政府はこの面において財政法違反を犯しながらして恥じない態度をとっておるのであります。(拍手)

このように危険さわるごまかしと抜け穴を拍いている国債整理基金法は、今回の措置によるズメの涙ばかりの定率繰り入れによって解決するよきな問題ではなく、より根本的、より総合的見地に立ち、財政法の真精神を土台にした減債制度のあり方をいまこそ抜本的に打ち立てる必要があると確信いたします。(拍手) このような総合的根柢策を立てることをサボリ、当面を糊塗する政府の本改正案には断じて賛成できないのであります。政府が……

○議長(石井光次郎君) 広瀬君、申し合わせの時間を過ぎましたので、簡単に願います。
○広瀬秀吉君(統) すみやかに借りかえ債についても日銀引き受けの赤字公債発行をとりやめて、公共事業費としての使途の明示、償還計画作成等、財政法の制約の中で処置すべきことを求めるものであります。

減債制度に魂を入れるものは、財政法第四条所定の適正かつ具体的な償還計画の国会への提出でなければなりません。しかるに今日このような計画は出されておられません。財政法二十八条に基づくものは七年たつたら返すことになりますというだけの表でございませう。こういうふうなことでいわれる償還計画と言ふことができるでありましようか。まさにこれの点について財政法違反を私はきびしく責めなければなりません。(拍手) あくまで償還計画を立てなければいけません。

終わりに、私は、政府が今後建設公債、社会資本充実という各目のもとに、みずから欺きながら、独占資本の利益をはかるため、安易な財源調達手段として麻薬常習者のごとくともどもなく赤字公債を発行するごまかしに、悪名高き戦時公債の犠牲に立いた国民を再び嘆かせることのないよう、強く政府に警告いたしまして、私の反対討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。
オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年六月二日
衆議院議長 石井光次郎殿 重宗 雄三

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案
オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
附則第八条の次に次の一条を加える。
第八条の二 政府は、第四条第二項の規定により青少年総合センターに出資するときは、東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地に所在する次に掲げる国有の土地及び建物並びにその土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を出資の目的とすることができる。

一 土地
宅地 三万五千九百三十・九八平方メートル
二 建物
鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建 六
むね
総床面積 一万六千三百五十四・三八平方メートル
附則第九条中「前条」を「前二条」に改める。
附則第十条中「及び附則第八条」を「並びに附則

第八条及び第八条の二」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長床次徳二君。
〔報告書は本号末尾に掲載〕
〔床次徳二君登壇〕
○床次徳二君 ただいま議題となりましたオリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。
本案の要旨は、政府は、オリンピック記念青少年総合センターに、東京都渋谷区に所在する、オリンピック東京大会選手村施設として使用された国有の土地、建物等を追加して出資することができるとするものであります。
本案は、参議院の先議にかかるもので、去る五月十日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。本案に対する審査の詳細は会議録によつて御承知を願います。
かくて、七月十九日、本案に対する質疑を終了し、討論の通告がないため、直ちに採決に入り、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案(大久保武雄君外十名提出)

○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、大久保武雄君外十名提出、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案を議題といたします。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

昭和四十二年七月十八日

提出者

- | | |
|-------|---------|
| 大久保武雄 | 山下 榮二 |
| 大竹 太郎 | 木部 佳昭 |
| 登坂重次郎 | 古川 文吉 |
| 堀川 恭平 | 太田 一夫 |
| 山田 耻目 | 春日 一幸 |
| 松本 忠助 | |
| 賛成者 | |
| 安倍晋太郎 | 外四百二十八名 |

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用について必要な規制を行なう

とともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立し、もつて道路交通の安全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「土砂等」とは、土、砂利(砂及び玉石を含む)、碎石その他政令で定める物をいう。

2 この法律において「大型自動車」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条に規定する大型自動車であつて、もつぱら貨物を運搬する構造のものをいう。

3 この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する事業用自動車をいう。

(表示番号の指定)

第三条 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車(事業用自動車を除く)を使用しようとする者は、運輸省令で定めるところにより、次に掲げる事項を運輸大臣に届け出るとともに、運輸大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 経営する事業の種類及び規模その他の概要

三 自動車の自動車登録番号、車名、初度登録年及び最大積載量

四 運搬する主要貨物の種類及びその年間予定数量

五 自動車の車庫又は常置場所の位置

六 運転者を雇用する場合にあつては、運転者の勤務時間、乗務時間及び乗務距離

七 自らその運転者である場合にあつては、その乗務時間及び乗務距離

八 前各号に掲げるもののほか、運輸省令で定めるもの

2 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車(事業用自動車であるものに限る)を使用しようとする者は、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

3 第一項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

(表示番号等の表示)

第四条 土砂等の運搬の用に供する大型自動車(以下「土砂等運搬大型自動車」という)を使用する者は、運輸省令で定めるところにより、前条第一項から第三項までの規定による指定に係る表示番号その他運輸省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。

(使用禁止の届出)

第五条 第三条第一項から第三項までの規定による表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(積載重量の自重計の取付け)

第六条 土砂等運搬大型自動車を使用する者は、通商産業省令、運輸省令で定める技術上の基準に適合する積載重量の自重計(積載重量を自動的に計量するための装置をいう)を当該土砂等運搬大型自動車に取り付けなければならない。

(使用上の制限及び禁止)

第七条 運輸大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運

搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。

一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法第一百七十七条の違反行為をしたとき。

二 道路交通法第一百七十七条の二第一号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 道路交通法第十八条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第一百九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2 警視總監又は道府県警察本部長は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、前項各号のいずれかに該当することとなつたと認めるときは、すみやかに、意見を附して、その旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所を管轄する陸運局長に通報しなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の処分をしようとするときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第八条 運輸大臣は、土砂等の運搬のための土砂等運搬大型自動車の運転に係る労働につき、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十条、第三十二条、第三十五条若しくは第三十七条の規定、同法第四十条の規定に基づいて発す

昭和四十二年七月十九日 衆議院会議録第四十二号

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案

昭和四十二年七月十九日 衆議院會議録第四十二号

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案

一一九二

る命令の規定又は同法第五十一条の規定に違反する行為があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。

2 都道府県労働基準局長は、土砂等の運搬のための土砂等運搬大型自動車の運転に係る労働につき、前項の違反行為があつたと認められたときは、すみやかに、意見を附して、その旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する陸運局長に通報しなければならぬ。

3 前条第三項の規定は、第一項の処分をしようとする場合に準用する。

第九條 運輸大臣は、第七條第一項又は前条第一項の規定により土砂等運搬大型自動車の使用を禁止したときは、当該土砂等運搬大型自動車の道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)による自動車検査証を陸運局長に返納し、又は当該土砂等運搬大型自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずしたりえ、その自動車登録番号標について陸運局長の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2 陸運局長は、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならぬ。

3 前項の自動車登録番号標の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該土砂等運搬大型自動車に取り付け、陸運局長の封印の取付けを受けなければならない。

4 陸運局長は、第一項の規定による命令に係る土砂等運搬大型自動車であつて、道路運送車両

法の規定による抹消登録をしたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第十二条第一項の新規登録用謄本を交付しないものとする。

(不服申立てと訴訟との関係)

第十條 第七條第一項、第八條第一項又は前条第一項の規定による処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(協業化等の促進)

第十一條 国は、大型自動車を使用して行なう土砂等の運搬に関する事業(以下単に「土砂等の運搬」に関する事業)といふ)の協業化及びその経営の近代化を促進するため、税制上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、土砂等の運搬に関する事業の協業化及びその経営の近代化を促進するため、金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(土砂等の運搬に関する事業を行なう者の団体)

第十二條 土砂等の運搬に関する事業を行なう者が次に掲げる事項の全部又は一部を行なうことを主たる目的として組織する団体(法人であるものに限る)は、その成立の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に、政令で定める事項を届け出なければならない。

一 構成員が行なう交通事故の防止を図るための措置に関する指導、調査及び研究

二 構成員が雇用する運転者の技能及び教養の向上を図るための指導、調査及び研究

三 団体としての交通安全に関する意見の公表

四 行政庁が構成員に対して発する通知の構成員への伝達その他行政庁が交通安全に関し行なう措置に対する協力

五 この法律その他交通関係法令及び労働基準関係法令の違反行為の予防

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を関係各大臣に通知するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を内閣総理大臣及び関係各大臣に通知するものとする。

(報告等)

第十三條 内閣総理大臣及び関係各大臣並びに都道府県知事は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出をした団体に対し、その行なうる事業に關して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導及び育成)

第十四條 国及び地方公共団体は、第十二條第一項の規定による届出をした団体の指導及び育成に努めるものとする。

(土砂等の輸送体系の確立)

第十五條 国及び地方公共団体は、安全かつ合理的な土砂等の輸送体系を確立するため、鉄道又は船舶による大量輸送を促進するとともに、輸送施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告及び検査)

第十六條 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、土砂等運搬大型自動車の使用に關して必要な報告を求めることができる。

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第十七條 この法律に規定する運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、陸運局長又は都道府県知事に委任することができる。

2 第七條第二項、第八條第二項又は第九條に規定する陸運局長の権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(政令への委任)

第十八條 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十九條 第七條第一項又は第八條第一項の規定による処分に違反した者は、三月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して、表示をせず、又は虚偽の表示をした者

二 第九條第一項の規定による命令に違反した者

三 第九條第三項の規定に違反した者

第二十一條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六條の規定に違反した者

二 第十六條第一項の規定による報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の

2 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項に規定する者の事務所その他の事業場又は土砂等運搬大型自動車の所在する場所に立ち入り、土砂等運搬大型自動車、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

陳述をした者

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務又はその法人若しくは人が使用する大型自動車に関し、第十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十三條 第三條第一項若しくは第三項又は第五條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條の規定は、公布の日から起算して九箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に土砂等運搬大型自動車を保有している者は、この法律の施行の日から三箇月以内に、当該土砂等運搬大型自動車について第三條第一項の届出及び申請又は同条第二項の申請をすれば足りる。

3 この法律の施行(附則第一項ただし書の規定による施行をいう。以下この項において同じ。)の際現に土砂等運搬大型自動車を使用している者は、この法律の施行の日から三箇月以内に、第六條に規定する積載重量の自重計を当該土砂等運搬大型自動車に取り付けなければならない。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第四十号の二を第四十号の三とし、第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用を規制すること。

(自衛隊法の一部改正)

6 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十四條の次に次の一条を加える。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等) 特別措置法の適用除外)

第百十四條の二 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第 号)の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

理由

最近における土砂等の運搬の用に供する大型自動車による交通事故の発生状況にかんがみ、当該大型自動車による交通事故の防止を図るため、当該大型自動車の使用について必要な規制を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化等を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。

す。交通安全対策特別委員長山下榮二君。

「報告書は本号末尾に掲載」

〔山下榮二君登壇〕

○山下榮二君 ただいま議題となりました大久保武雄君外十名提出にかかる法律案につきまして、本特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における土砂等の運搬の用に供する大型自動車による交通事故の発生状況にかんがみ、土砂等を運搬する大型自動車の使用について、届け出、表示番号の表示、使用者に対する使用の制限及び禁止等必要な規制措置を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業を行なう者の協業化の促進及びこれらの者が組織する交通事故防止等を目的とする団体の育成をはかること等により、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止をはかることとしております。

本案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかると、七月十九日本委員会に付託され、同日、提出者を代表して古川丈吉君から提案理由の説明を聴取し、質疑を終了した後、討論もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

なお、本案に対し、本法の実施に必要な予算及び定員上の措置並びに土砂等の取引関係の適正化に関する附帯決議を全会一致をもって付することにした次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 法務大臣 田中伊三次君
- 大蔵大臣 水田三喜男君
- 文部大臣 鈴木 亨弘君
- 厚生大臣 坊 秀男君
- 通商産業大臣 菅野和太郎君
- 運輸大臣 大橋 武夫君
- 國務大臣 塚原 俊郎君
- 出席政府委員 自治政務次官 伊東 隆治君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、昨十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

住民基本台帳法

(常任委員辞任)

一、昨十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

井上 泉君

内藤 良平君

法務委員

下平 正一君

佐々木良作君

石田 宥全君

小澤 貞孝君

外務委員

木原津與志君

川上 貫一君

文教委員

吉田 賢一君

佐々木良作君

農林水産委員

兒玉 末男君

石野 久男君

下平 正一君

運輸委員

内藤 良平君

井上 泉君

通信委員

安宅 常彦君

建設委員

予算委員

芳賀 貢君

谷口善太郎君

(常任委員補欠選任)

一、昨十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

内藤 良平君

井上 泉君

法務委員

中谷 鉄也君

小澤 貞孝君

三宅 正一君

佐々木良作君

外務委員

安宅 常彦君

谷口善太郎君

文教委員

佐々木良作君

吉田 賢一君

農林水産委員

芳賀 貢君

商人委員

帆足 計君

中谷 鉄也君

運輸委員

井上 泉君

内藤 良平君

通信委員

三宅 正一君

建設委員

予算委員

兒玉 末男君

川上 貫一君

(特別委員辞任)

一、昨十八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

橋口 隆君

稲村 隆一君

渡辺 芳男君

(特別委員補欠選任)

倉成 正君

倉成 正君

災害対策特別委員

石橋 政嗣君

八木 昇君

倉成 正君

災害対策特別委員

大原 亨君

石橋 政嗣君

橋口 隆君

(議案提出)

一、昨十八日、議員から提出した議案は次の通りである。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案(大久保武雄君外十名提出)

(議案付託)

一、今十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案(大久保武雄君外十名提出、衆法第四二号)

(議案送付)

一、昨十八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

住民基本台帳法案

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

法律(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

書

一 議案の要旨及び目的

本案は、交通事故の激増に対処し、人命救護の徹底を期するため救急業務の実施体制を整備するほか、社会経済の状況にかんがみ、災害の予防と消防教養の充実等に資することを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 消防法の改正

- 1 圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の一定数量以上を貯蔵し又は取扱う者は、消防機関に届け出なければならないものとする。
- 2 都道府県知事は、救急業務を行なつていない市町村の区域のうち交通事故の多発する道路の区間に係る救急業務の実施を、現に救急業務を行なつている他の市町村に要請することができるものとする。
- 3 都道府県は、救急業務を行なつていない

市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち政令で定める区間について、救急業務を行なうものとする。

(二) 消防組織法の改正

- 1 消防大学校は、都道府県の消防学校および市町村の訓練機関に対し、教育訓練の内容容および方法について必要な技術的援助を行なうものとする。
- 2 消防庁の所掌する消防に関する市街地の等級化に関する事務の一部を都道府県に移譲すること。

二 議案の可決理由

救急業務の実施体制を整備するほか災害の予防と消防教養の充実等をはかる本案は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十二年七月十八日

地方行政委員長 亀山 孝一

衆議院議長 石井光次郎殿

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、減債制度の整備改善を図らうとするもので、その内容は次のとおりである。

(1) 国債の元金償還に充てるべき資金の定率による繰入れの制度を復活し、前年度首における長期国債(割賦償還方式による交付国債を除く)総額の百分の一・六に相当する金額を毎年度一般会計又は特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとする。

(2) 国債の元金償還に支障を生じないようにするため、必要に応じ予算をもつて定める金額を一般会計又は特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとする。

(3) その他この会計の収入支出に関する規程を政令で定めることとする規定を設ける等規定の整備を行なうとともに、「昭和七年度以降国債償還資金の繰入一部停止に関する法律(昭和七年法律第八号)及び「国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律(昭和三十六年法律第五十六号)」を廃止すること。

二 議案の可決理由

公債政策の導入に伴い、財政制度審議会の報告の趣旨に沿つて減債制度の整備改善を図るとは、時宜を得た適切な措置であると認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十二年七月十八日

大蔵委員長 内田 常雄

衆議院議長 石井光次郎殿

オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 政府は、オリンピック記念青少年総合センターに、東京都渋谷区に所在するオリンピック東京大会選手村施設として使用された固有の土地、建物等を追加して出資することができることとする。

2 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

オリンピック記念青少年総合センターに対し、政府が、固有の土地、建物等を追加して出資することは時宜に適するものであると認め、本案は、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十二年七月十九日

文教委員長 床次 徳二

衆議院議長 石井光次郎殿

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案（大久保武雄君外十名提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における土砂等の運搬の用に供する大型自動車による交通事故の発生状況にかんがみ、土砂等を運搬する大型自動車の使用について、必要な規制を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化等を図ること等により、土砂等の運搬自動車による交通事故の防止を図ろうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 表示番号の指定等

土砂等の運搬の用に供するため大型自動車を利用しようとする者は、運輸大臣に対し、必要な事項を届け出て、または申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受け、当該大型自動車の外側に表示しなければならぬものとする。

2 積載重量の自重計の取付け

土砂等の運搬の用に供する大型自動車を使用する者は、通商産業省令、運輸省令で定める技術上の基準に適合する積載重量の自重計を取り付けなければならないものとする。

3 使用の制限及び禁止

運輸大臣は、土砂等の運搬の用に供する大

型自動車の運転者が、ひき逃げ、酒酔運転、過労運転、速度違反等の一定の悪質重大な道路交通法上の違反行為をして、交通事故を起こし人を死傷させた場合、また、土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用者が過労運転等をもたらすような重大な労働基準法上の違反の摘発を受けた場合においては、当該大型自動車の使用者に対し、六箇月以内の期限を定めて、大型自動車の使用を制限し、また、禁止することができるものとする。

4 協業化の促進等

国及び地方公共団体は、土砂等を運搬することを業とする者の協業化及びその経営の近代化を促進するため、税制、金融上の措置を講ずるものとし、また、これらの者が組織する交通事故防止等を目的とする団体の指導、育成に努めるものとする。

5 土砂等の輸送体系の確立

国及び地方公共団体は、安全かつ合理的な土砂等の輸送体系の整備等に努めるものとする。

6 罰則

土砂等の運搬自動車の使用の制限及び禁

止、自重計の取付け等の違反に対し、所要の罰則を定めるものとする。

7 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して六箇月（自重計の取付けについては九箇月）をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

その他本案施行に伴う所要の経過措置等を定めるものとする。

二 議案の可決理由

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故を防止するため、本案の趣旨はきわめて妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年七月十九日

交通安全対策特別委員長 山下 榮二

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法案に対する

附帯決議

政府は、本案施行にあたり、次の事項について必要な措置を講ずべきである。

一 本法の実施による陸運事務所等の事務量の増加については、本法の効果的な運用を確保するため、必要な予算及び定員の確保に努めると。

二 土砂等の価格が、大型自動車による交通事故に関係する実情にかんがみ、土砂等の取引関係の適正化について、必要な対策を検討すること。

衆議院会議録第三十九号中正誤

一〇三	一段	行	誤		
一〇四	一末五	機関が		機関で	正
一〇七	四三〇	農業		農林	
一〇九	三末二	通した		通知した	
一一九	一末八	家施		実施	

昭和四十二年七月十九日 衆議院會議録第四十二号

一一九八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円 <small>（送料別）</small> <small>（送料別）</small>
発行所 東京都港区赤坂奥町二番地 大藏省印刷局 電話 東京 五八二四四二（六）